

広報よこぜに広告を載せてみませんか

横瀬町では、町の広報紙「広報よこぜ」に皆さんからの広告を有料で掲載します。発行部数は、毎月3,350部です。

あなたの会社、お店の広告を考えている方、広告欄を使って宣伝をしてみませんか？

○申請者の資格

横瀬町内に住所または事業所を有する者とします。

○掲載できないもの

- ①町の品位、公共性および公益性を損なうおそれがあるもの
- ②法令に違反し、または違反するおそれがあるもの
- ③公序良俗に反するものまたはそのおそれがあるもの
- ④人権侵害、差別および名誉毀損となるものまたはそのおそれがあるもの
- ⑤政治性、宗教性または選挙活動に係るもの
- ⑥個人および法人の意見広告および名刺広告
- ⑦青少年の保護および健全育成の観点から適切でないもの
- ⑧広告として町長が適当でないと認めるもの

※横瀬町広報紙広告掲載取扱要綱より抜粋のため、詳しくは町ホームページを参照してください。

○掲載箇所

「広報よこぜ」の最終ページの前2ページ下段の4区画とし、1申請者1区画とします。ただし、町長が必要と認めた場合は、隣り合う2区画を一つの広告として申し込むこともできます。

○広告掲載料

1区画 5,000円（縦60ミリメートル横80ミリメートル）

○申込み

掲載しようとする原稿を添えて、掲載希望月の前月1日までに申し込んでください。

○その他

- ・町で審査を行ったうえで掲載を決定します。
- ・掲載順は原則として申込み順とします。

※詳細については、町ホームページ <http://www.town.yokoze.saitama.jp/> をご覧いただくか、まち経営課秘書広報担当（Tel 25-0112）までお問い合わせください。